

記載例(申込書)

(畑作物産地形成促進事業(令和8年産))

申込書の記載例(項目1、2)

(様式第14-4号；参考様式)

畑作物産地形成促進事業 取組計画書

締切：令和〇年〇月〇日（ ）

※ 必要事項を記入して、営農計画書と提出している地域農業再生協議会へ提出してください。

農業再生協議会長 殿

1. 申込者 必須

フリガナ	▲▲ ▲▲
氏名又は法人・組織名	〇〇 〇〇
フリガナ	
代表者氏名 (法人・組織の名)	
住所	(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3

2. 取組品目・面積 必須

▽ 事業で取組む品目に✓を入れてください。
▽ 作付面積、事業取組面積は、m単位で、小数点以下切り捨ての数値を記載してください。
▽ 高収益作物に取組む場合も、具体的な品目を記載してください。
なお、高収益作物については、水田活用の直接支払交付金の産地交付金により、地域農業再生協議会等が当年産に支援を予定している品目が対象です。事前には地域農業再生協議会の事務局までご確認ください。
▽ 作付面積については、事業への取組品目以外でも作付する（した）場合は記載下さい。

チェック欄	品目	当年度事業取組 ※			
		前年度 作付面積 (㎡)	当年度 作付面積 (㎡)	面積 (㎡)	出荷・ 販売 契約数量 (kg)
※事業の取組品目に✓を入れて下さい	麦	0	0	0	0
✓	【加工向け】	0	3,000	3,000	675
	大豆	0	0	0	0
✓	【加工向け】	10,000	20,000	15,000	1,500
	高収益作物	0	0	0	0
	品目：				
	品目：				
✓	高収益作物	1,000	3,000	2,000	9,000
	品目：たまねぎ	1,000	3,000	2,000	9,000
	品目：				
	子実用とうもろこし	1,000	1,000	0	0
	計：	13,000	30,000	2,550	2,550

※・当年産作付面積と本事業取組面積は異なる場合があります。
「当年度事業取組」の面積欄には、低コスト生産等の取組を各品目で確実に3つ以上行う予定の面積（＝支援対象面積）であって、実需者との契約取引に基づく出荷・販売数量に応じた面積を記載してください。
・「翌年度プロダクション/取組面積」には、翌年度にプロダクションを予定している面積があれば記載してください。
・「うち、飼料向け面積」には、子実用とうもろこしの事業取組面積のうち、飼料用としてご記載願います。
（本項目は採択に影響を与えるものではありませんが、参考情報としてご記載願います）

- ・申請者の氏名、住所等を記載する。
- ・法人、集落営農の場合は代表者の記載も必要。

- ・✓を入れる（取組む品目）のは、今回交付を申請する品目。

- ・前年とは令和7年、当年とは令和8年、翌年とは令和9年とする。

- ・前年産及び当年産作付面積は、今回交付を申し込まない品目でも、作付をする（した）場合は記入する（ポイント算定に必要）。

- ・麦、大豆の新市場開拓向けとしては、例えば輸出向けの麦・大豆のほか、輸出向けの味噌や醤油などの加工品原材料として作付する場合に該当する。

- ・生産した麦、大豆の用途（新市場開拓向け又は加工向け）が分からない場合は、出荷・販売する集出荷業者や実需者等に確認する。

- ・品目毎の事業取組面積は、実需者との取引契約に基づき出荷・販売する数量相当の面積を地域の合理的な単収（※）を用いて算定する。

※ 麦、大豆、高収益作物については、地域又は農業者の直近5年間のうち、最大値・最小値を除いた3年間の平均単収。

- ・子実用とうもろこしに申請する場合は、取組面積のうち、飼料向けとして取組面積を記載する。

- ・高収益作物に取組む場合は、具体的品目を記載する（なお、水田活用の直接支払交付金の産地交付金によって地域農業再生協議会等が令和8年度に支援を予定している品目が対象）。

申込書の記載例(項目3)

3. 実需者※との契約の有無について 必須

※ 本事業における実需者とは、加工等を行う食品製造事業者や外食・中食業者のほか、輸出を代行する輸出事業者等です。
▽ 取り組む品目毎に、(1)～(3)について該当する場合、具体的な実需者名(2)には、集出荷業者等名も併せて)を必ず記載してください。また、高収益作物については、具体的な品目も記載してください。
▽ 添付書類として、集出荷業者等や実需者との販売契約書の写しや、契約を締結する計画等を提出してください。

		麦 (新市場開拓 向け)	麦 (加工 向け)	大豆 (新市場開拓 向け)	大豆 (加工 向け)	高収益作物 (新市場開拓 向け)		高収益作物 (加工・ 業務用)	子実用 よう実用とし
						品目名 ()	品目名 (たまねぎ)		
(1) 直接、実需者と販売契約を締結している又は締結する計画を有している場合、実需者名を右欄に記載	実需者名		株式会社 〇〇						
(2) 集出荷業者(JAや卸売業者)等と出荷契約を締結し、その集出荷業者等が実需者と販売契約を締結している又は締結する計画を有している場合、集出荷事業者名と実需者名を右欄に記載	集出荷業者等名				JA 〇〇				
	実需者名				株式会社 〇〇				
(3) 農業者(申込者)が直接、加工等を行っているなど、実需者の役割を兼ねている場合、加工等の取組内容を右欄に記載	加工等の取組内容							・皮むき、芯抜き等の処理・カット等の一次加工	

・高収益作物については、具体的な品目を記載する。

- ・取り組む品目毎に、必ず(1)、(2)又は(3)に該当している必要があるほか、必ず実需者名等を記載する。
- ・(1)及び(2)には、具体的な実需者名(2)には、集出荷業者等名も併せて)、(3)には、加工等の具体的な取組内容を必ず記載する。
- ・集出荷業者等や実需者との販売契約書の写しや、契約を締結する計画等について、当該申込書の提出時に添付が必要。
- ・実需者名が分らない場合は、集出荷業者等に確認する。

・上記表で実需者名等が書ききれない場合は、残りをこちらの欄に記載する。

上記表で実需者名等の欄が不足するなどの場合には以下に記載してください。
その場合、品目も併せて記載してください。

申込書の記載例(項目4【麦】)

4. 実施する取組

※ 以下取組メニューのうち、畑作物本作化促進メニュー（排水対策、土層改良、均平作業、畦畔除去）の中から必ず1つ以上含めて、品目毎に3つ以上の取組メニューに✓を入れて下さい。
※ 3つ以上の取組メニューとは別に「赤カビ病の防除」を実施してください。

(1) 麦に取組む方は記載 選択

番号	取組メニュー	麦 (新市場開拓向け)	麦 (加工向け)
必須	赤カビ病の防除	☐	☒
1	融雪促進	☐	☐
2	新たに導入した品種に応じた施肥（防除等を除く）	☐	☐
3	雑防除雑草対策（薬剤のみによる防除を除く）	☐	☐
4	生育予測システムを	☐	☒
5	効率的・効果的な	☐	☒
6	新たに実施する農業	☐	☐
7	新たに実施するスマート	☐	☐
8	土層改良 ※畑作物本作化促進メニュー	☐	☐
9	畦畔除去 ※畑作物本作化促進メニュー	☐	☐
10	均平作業（傾斜均平） ※畑作物本作化促進メニュー	☐	☐
11	排水対策 ※畑作物本作化促進メニュー	☐	☒
12	ほ場由来の温室効果ガスの削減	☐	☐
13	ほ場への炭素貯留	☐	☐
14	地域特認メニュー (○○○の実施)	☐	☒
15	地域特認メニュー ()	☐	☐
16	地域特認メニュー ()	☐	☐

畑作物本作化促進メニュー
・排水対策
・土層改良
・均平作業（傾斜均平）
・畦畔除去

・取組む品目毎に、畑作物本作化促進メニュー（排水対策、土層改良、均平作業（傾斜均平）、畦畔除去）の中から必ず1つ以上含めた上で、確実に実施する取組メニューを3つ以上選択して✓を入れること。

・麦については、3つ以上の取組とは別に、赤カビ病の防除に✓を入れ、赤カビ病の防除を実施すること。

・実際に行った取組メニューが3つ以上となるよう、ほ場の状況等により作業が不要となる可能性のある取組メニューを選択する際は注意すること。
(例えば、ドローンによる追加防除を実施する予定で「スマート農業機器の活用」を選択していたが、防除の必要性がなく実施せず、結果として取組数が3つ未満となった場合は、助成要件を満たさないこととなる。)

・取組メニュー毎の取組基準については、「低コスト生産等の取組メニューについて（畑作物産地形成促進事業）」を参照のこと。

・都道府県農業再生協議会が地域特認メニューを設定する場合は、それを選択することも可能。

申込書の記載例(項目4【大豆、高収益作物、子実用とうもろこし】)

4. 実施する取組

※ 以下取組メニューのうち、畑作物本作化促進メニュー（排水対策、土層改良、均平作業、畦畔除去）の中から必ず1つ以上含めて、品目毎に3つ以上の取組メニューに✓を入れて下さい。
その際、「排水対策」として「心土破砕」又は「額縁明渠」を選択することも可能ですが、その場合は、これを除いた取組を3つ以上実施してください。

(2) 大豆に取り組む方は記載 選択

番号	取組メニュー	大豆 (新市場開拓向け)	大豆 (加工向け)
1	大豆300A技術	☐	☒
2	畦畔除草対策（薬剤のみによる防除を除く）	☐	☐
3	土壌診断等を踏まえた土づくり（化学肥料のみの施肥を除く）	☐	☐
4	新品種の導入	☐	☐
5	効率的な施肥	☐	☐
6	均平作業（傾斜均平） ※畑作物本作化促進メニュー	☐	☐
7	摘み取り	☐	☐
8	畝間かん水	☐	☒
9	化学肥料の使用量削減	☐	☐
10	化学農薬の使用量削減	☐	☒
11	排水対策（心土破砕、額縁明渠を除く） ※畑作物本作化促進メニュー	☐	☐
12	共同利用 ※共同利用施設に実施する農業機械の共同利用	☐	☐
13	新たに実施するスマート農業機器の活用	☐	☐
14	土層改良 ※畑作物本作化促進メニュー	☐	☐
15	畦畔除去 ※畑作物本作化促進メニュー	☐	☐
16	ほ場由来の温室効果ガスの削減	☐	☐
17	排水対策	☐	☐
18	土層改良	☐	☐
19	均平作業（傾斜均平）	☐	☒
20	畦畔除去	☐	☐
21	畑作物本作化促進メニュー （3つの取組の対象外）	☐	☒

畑作物本作化促進メニュー
・排水対策
・土層改良
・均平作業（傾斜均平）
・畦畔除去

・取組む品目毎に、畑作物本作化促進メニュー（排水対策、土層改良、均平作業（傾斜均平）、畦畔除去）の中から必ず1つ以上含めた上で、確実に実施する取組メニューを3つ以上選択して✓を入れること。

・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについては、畑作物本作化促進メニューとして「心土破砕」又は「額縁明渠」を選択することも可能であるが、その場合は、これを除いた取組を3つ以上選択して✓を入れること。
（「心土破砕」と「額縁明渠」は「畑作物本作化促進メニュー」の対象となるが、「取組メニュー」の対象とはならない。）

・実際に行った取組メニューが3つ以上となるよう、ほ場の状況等により作業が不要となる可能性のある取組メニューを選択する際は注意すること。
（例えば、ドローンによる追加防除を実施する予定で「スマート農業機器の活用」を選択していたが、防除の必要性がなく実施せず、結果として取組数が3つ未満となった場合は、助成要件を満たさないこととなる。）

・取組メニュー毎の取組基準については、「低コスト生産等の取組メニューについて（畑作物産地形成促進事業）」を参照のこと。

・都道府県農業再生協議会が地域特認メニューを設定する場合は、それを選択することも可能。

申込書の記載例(項目5)

5. 確認欄 (以下の□に✓を入れ、署名をしてください) 必須

- ☒ 国の他の助成事業(当年産に係る事業(水田活用の直接支払交付金のうち産地交付金を除く))で支援を受けている又は受ける予定となっている取組は選択しておらず、補助金等の重複受給はありません。
- ☒ 本事業で支援を受けた水田の面積については、当年産の水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成(麦・大豆、飼料作物(子実用とうもろこし))の対象面積から除外されることについて了承します。
- ☒ 取組を実施しても、採択審査の結果、助成対象とならない場合があることにについて了承します。
- ☒ 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を事業翌年度から5年間保管し、地域農業再生協議会や地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。
- ☒ 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
 - ・本計画書に基づく内容において、虚偽の申請をしたことが判明した場合
 - ・正当な理由なく、本計画書に記載した対象作物を作付けていないことが判明した場合
 - ・本計画書に記載した対象作物について、必要な出荷・販売契約等の締結をしていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
 - ・必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合
 - ・地域農業再生協議会等による適正な事業執行等のための調査に応じない場合

・5つの確認項目をよく読んで、同意できる場合はそれぞれ✓を入れる。

上記確認内容に同意すること、助成対象となった場合には、確実に取組を実施するとともに、取組の結果報告を行うことを誓約します。

令和 年 月 日 氏名

・左記の誓約事項に同意できる場合は、日付を記載し、署名を行う。